

文化大革命期における「一打三反」 キャンペーンに関する一考察

日 吉 秀 松

はじめに

1970年1月31日から2月5日にかけて、中国共産党中央（以下は中共と略称）は、相次いで「反革命破壊活動を打撃することに関する中央の指示」、「舗張浪費（贅沢と無駄）に反対することに関する通知」、「横領窃盗、投機倒把（投機取引）に反対することに関する指示」といった三つの文書を公表した。いわゆる「一打三反」キャンペーンである。

このキャンペーンは文化大革命（以下は文革と略称）期において、重要な政治運動であった。確かにこのキャンペーンが展開された時期は短かったが、中国社会には深刻な影響を与えたと言える。なぜかという、このキャンペーン中に処刑された者はほとんど「思想犯」や「政治犯」であったからである。

このキャンペーンがいつから始まったかは明確にされていない。一説としては69年8月よりすでに始まったという¹。この説は事実に近いと考えられる。なぜかという、**「反革命破壊活動を打撃することに関する中央の指示」**が公表される前の1970年1月27日、「北京の工人体育場で公開裁判が開かれ、スパイ罪、政治犯、刑事犯などの容疑で19人の被告が裁かれ、全員に死刑の判決が下

1 張郎郎 「關於文革中的『一打三反』運動」 <http://archies.cnd.org/HXWK/author/ZHANG-LangLang/zk0306b-1.gb.html>

され」²、すべてが処刑されたからである。

この処刑された19人のなかに「出身主義を論ず」の著者である遇羅克という北京軽工業学院の学生がいた。「遇羅克が殺されねばならなかったのはほかでもなく、その批判がいわゆる劉少奇・鄧小平体制に向けられていただけでなく、林彪および中央文化革命小組（当時組長・陳伯達）内の既得権益グループ（のちの四人組を含む）が擁護する体制にも向けられていたからである」³。言い換えれば、遇羅克が既存体制に反対しているということであった。遇羅克のほか沈元、顧文選などの政治犯もいたことで、「一打三反」キャンペーンの中心は、「一打」にあったと考えられる。「『一打』はまさに文革の運動のなかでの政治的異分子を弾圧することであった。被害者は主に『言論犯』、『思想犯』であった」⁴。

そのため、「一打」は1950年代初期から始まった「反革命鎮圧運動」の継続であったといえる。つまり、中国における「反革命鎮圧運動」はさまざまな形で継続している。ある意味では、それも中国の政治運動の特徴であると考えられる。たとえば、文革初期の1967年1月13日、中共中央と国務院は連名で「プロレタリアート文化大革命中における公安工作の強化に関する若干規定」、通称「公安6条」を公布した。この「公安6条」は毛沢東の提案によって、周恩来主宰の政治局会議で採択されたものであった⁵。「公安6条」は第二条と第四条が最も厳しい規定であった。また、この「公安6条」は文革が終結するまで有効であったことに注目すべきである。

第二条では、「およそ、反革命的匿名の手紙を寄せたり、秘密裏にあるいは公開の場で反革命的宣伝のビラを配布したり、張り出したり、反動的標語を書いたり、反動的スローガンを叫んだりすることや偉大なる領袖毛主席およびその親密の戦友である林彪同志を中傷し攻撃することは、現行の反革命行為であ

2 加々美光行『資料 中国文化大革命—出身血統主義をめぐる論争—』りくえつ出版、1980年出版、p.9。

3 加々美光行 前掲書 p.10。

4 楊繼繩 著 辻 康吾編 現代中国資料研究会 訳『文化大革命50年』岩波書店、2019年出版、p.30。

5 王力『王力反思錄』下巻、香港北星出版社、2001年出版、p.561を参照。

るため、法によって裁かれるべきである」と規定している。第二条には毛沢東や林彪に対して批判などを禁止すると明記しているが、この禁止令は次第に江青、陳伯達、康生、張春橋など毛沢東派の人間までに拡大していった⁶。実際には、周恩来もその対象となっていた。そのため、1969年に「5・16」分子が糾弾されるようになった原因は、周恩来に反対したこととされた。したがって、この規定は明らかに言論を統制するものであったと言える。

第四条では、「地主、富農、反革命分子、ならず者、右派分子、強制的労働教育を受けた者および刑期を終えて農場で就職する者、反動的政党団体の主要なもの、反動的会道門（秘密結社）の幹部、旧軍隊の者（中隊長クラス以上）、旧政府関係者（保長以上）、旧憲兵、特務、刑期を終えた者、強制労働教育が解除される者、そして改造できていない者、投機取引者、拘束される者、管制される者、海外に逃亡して反動的な立場を堅持する反革命分子の家族は、外出し他の者との連携することを許さないし、氏名の変更を禁止し、歴史を偽造し革命群衆の組織に潜り込むことを禁じ、彼らの組織作りを固く禁止する。もし、これらの者が破壊的な行為をすれば、法によって嚴重に処分する」とある。

この規定は、言論の自由や表現の自由さらに個人の自由を徹底的に封じ込めるものであった。またこの規定から中国社会には出身による「賤民」となった者が存在していたことが明らかである。これらの「賤民」が常に迫害の対象となり、すべての政治運動の闘争の対象ともなった。「一打三反」キャンペーンで犠牲となった者の中には、いわゆる「賤民」出身者が多かった。たとえば、前述した遇羅克の両親は「右派」であった。このような「一打三反」キャンペーンに関する研究はあまり進んでおらず、確かに一部の研究者による研究や個人的な回顧録があるものの、この政治的キャンペーンについての研究は依然として初期段階にある。こうした研究状況の下で、本稿は先行研究を踏まえて「一打三反」キャンペーンを実施する動機の究明を目的とする。

6 王力 前掲書 p.563を参照。

1. 「一打三反」キャンペーンに関する先行研究

「一打三反」キャンペーンに関する先行研究には、多くの研究の中心を遇羅克個人に置いている。加々美光行が訳編した『資料中国文化大革命—出身血統主義をめぐる論争—』という資料集があり、それから、遇羅克の妹である遇羅錦が書き下ろした『ある冬の童話』である。その中に「間抜けなわたしは、どのようにして自分の日記も兄の日記まで紛失してしまったのだろう！兄を売ったにも等しいのだった」⁷と遇羅克が逮捕される直接的な原因を述べている。当時の中国の言論統制の厳しさを物語っている。それらの資料や著作などはあくまでも特定の被害者が取り上げられたものにすぎない。

「一打三反」キャンペーンに関する先行研究にはアメリカ在住の丁抒の「1970年一打三反運動記實」と王鋭の「周恩来と『一打三反』運動」という研究論文がある。両論文は、「一打三反」キャンペーンにおける周恩来元首相の役割に言及している。両論文ともに周恩来がこの政治キャンペーンを主導したと主張した。まず、丁氏の論文では、周恩来が毛沢東と手を組んで「反革命破壊活動に打撃を加えた」という結論で、周恩来が主要な役割を果たしたと説いている。その理由は、「周恩来は、審査のために『中共中央反革命破壊活動に打撃を加えることに関する指示』の草案を毛沢東に送った。……それと同時に周恩来は一通の手紙をつけ、当該手紙では『われわれは討論を重ねて、今現在は戦争の準備と動員における一撮みの反革命分子の破壊活動に打撃を加える指示を出す必要がある』。翌日毛沢東がこの通りにするようにと指示した」⁸とのことである。このような理由で、周恩来がこのキャンペーンを主導していたと主張するが、根拠不足だと考えられる。王氏の論文も周恩来が「一打三反」キャンペーンを主導していたと強調しているが、同様に王氏の論文にもしかるべき根拠を示していない。中共革命期に延安で生まれた張郎郎の報告である

7 遇羅錦 安本実・竹内久美子 訳『ある冬の童話』田畑書店 1986年出版, p.32。

8 丁抒「1970年一打三反運動記實」『愛思想』<http://www.aisixiang.com/data/73854.html>

「文革期における『一打三反』運動について」の中でも、「一打三反」キャンペーンは毛沢東と周恩来の対立によって起こされた政治運動であるという説に異議を唱え、周恩来がこの政治的キャンペーンに深く関わっていると説いた。理由も丁、王両氏と同様であった。当時、死刑を免れた張氏は「一打三反」キャンペーンとは現代「坑儒」であると主張している⁹。毛沢東の大躍進運動に関する緻密な研究を行い、「墓碑」という重要な研究著作を書き下ろした楊継繩も周恩来が「一打三反」キャンペーンを主導したと主張している¹⁰。その証拠も上述した丁氏が示すものと同様であった。文革研究者である丁凱文は「一打三反」キャンペーンが発動し執行される全過程においては、周恩来の責任が大きいと主張している¹¹。

したがって、諸先行研究の多くは、「一打三反」キャンペーンにおける周恩来の役割に言及し、論証しようとしたが、明確な結論としてはまだ根拠が足りないと思われる。単に周恩来が草案を作り、毛沢東の指示を仰ぐということだけでは、周恩来がこのキャンペーンを主導したとは言い難く、毛沢東の考えに基づき立案された可能性が高いと考えられる。毛沢東時代の状況に鑑みるに、かりに周恩来が「一打三反」のようなキャンペーンを実施したいと思ったとしても、毛沢東の意思に合致しなければ何もできなかったはずだ。つまり、忖度という側面があったとも言える。

2. 「一打三反」キャンペーンが実施された背景

①国内の情勢

「一打三反」キャンペーンを実施する前の年、即ち1969年4月中共第9回党

9 張郎郎 「關於文革中的『一打三反』運動」を参照。http://archies.cnd.org/HXWK/author/ZHANG-LangLang/zk0306b-1.gb.html

10 楊継繩『天地翻覆—中国文化大革命史』下巻 香港天地圖書 2016年出版 p.633を参照。

11 丁凱文『解放軍與文化大革命』アメリカ明鏡出版社 2013年出版, p.321を参照。

大会が開かれ、林彪が毛沢東の後継者として党の規約に明記され、1968年10月にかつて毛沢東の後継者と見なされた劉少奇は「裏切り者、党内に潜んでいたスパイ、労働貴族」として追放されたこともあって、表面上では毛、林体制が確立されていた。

各地には革命委員会が成立され、文革初期の混乱が抑えられつつあり、あらたな社会秩序が確立されようとしていた。こうした状況のなかで、毛沢東にとっては紅衛兵組織を整理整頓する必要があった。

これまでに、毛沢東は紅衛兵を利用して劉少奇などを失脚させていた。したがって、紅衛兵は毛沢東にとって利用できる道具であり、一時期、紅衛兵の行動にはわざと制限をかけなかった。それもあって、紅衛兵にはさまざまな組織ができ、いろいろな新聞や雑誌を創刊して、その種類は数えきれないほどであった。また、紅衛兵以外に中国共産党や共産主義などの名に基づいて創立した組織も、雨後の筍のように誕生した。たとえば、㊦山西省の「中国共産主義連盟」、㊧寧夏回族自治区の「共産主義自修大学」、㊨福建省の「中国共産党幸福委員会」などがあった。それらの組織のリーダーおよびそのメンバーが「反革命分子」として処刑、無期懲役や有期懲役に処された。同じく共産党や共産主義の名義を使っても中共に認められることはなかったのである。つまり、中共以外の政治的な組織の存在が許されない状況のなかでも、当時の中国社会では、さまざまな準政党的グループが誕生していた。1969年5月3日に毛沢東は「5・16」という組織に対して次のような意見を表明した「殺人、放火、毒を与える行為を除いて、一人も殺さない。大部分の人を逮捕せず、私が言う毒を与えるのは食品に毒をあたえることであり、政治上のことではない」¹²。さらに、1970年2月、毛沢東が再び「5・16」に対して次のような指示を出した「反革命の『5・16』陰謀集団は1つの秘密組織であり、メンバーの人数が少なく、早く検挙され、そのリーダーも拘束したが、これ以上の摘発をしてはいけなし、問題を拡大してはならない。批判は必要だが、自白を強要してならず、そ

12『建国以来毛沢東文稿』第13冊、北京中央文献出版社 1998年出版、p.45。

れは信頼できない」¹³。『建国以来毛沢東文稿』第13冊の注釈には、この「5・16」という組織をこう説明している：「『5・16』というのは、もともと北京の『首都5・16紅衛兵』の反動的組織であり、彼らは……秘密組織を設立して秘密活動を行い、周恩来総理を攻撃する反動的ビラをまいたり、張り出したりした」¹⁴。いわゆる「5・16」組織は周恩来に反対したことがあったとしてもそれは1967年のことであった。しかし、「一打三反」キャンペーンを正式に実施したのは1970年2月であった。それにしても、同年3月25日に周恩来が毛沢東に呈した「『5・16』問題を徹底的に調査することに関する中共中央通知の草案」には次のような内容があった¹⁵：

一、「5・16」反革命陰謀集団は、『プロレタリアート文化大革命に気違いじみた攻撃をし、凶悪であり大罪である』。一部の人間が「5・16」反革命集団は全く存在しないと思ひこみ、「5・16」を徹底的に調査することに強く抵抗して、名誉回復さえもしようとした。これは完全に誤りである。

二、現在、「5・16」を徹底的に調査する闘争がすでに展開され、一部の機関ではその調査を拡大する傾向に特別な警戒と注意を払う必要がある。「5・16」反革命陰謀集団を暴く重点を主要なメンバーおよびその黒幕に置くべきである。……要するに教育を拡大し、打撃を縮小することである。

三、一部の機関は「5・16」を徹底的に調査する闘争の際に、自白を強要し、体罰あるいは変わった形の体罰さえも採用していることは全く誤りであり、毛主席の教えに違反するため、堅く制止すべきである。……。

四、「5・16」を徹底的に調査する際に拡大化を防ぐと同時に、そのほかの反革命分子との闘争を緩めるな。これまでの中央の指示にしたがい、

13『建国以来毛沢東文稿』第13冊 p.45。

14『建国以来毛沢東文稿』第13冊 pp.45～46。

15『建国以来毛沢東文稿』第13冊 pp.87～88。

これらの反革命を一掃すべきであり、……すべての組織を「5・16」と呼ぶべきではなく、あたかも「5・16」のほかには反革命的組織が存在しないようである。同時に「5・16」を徹底的に調査することを利用して、ブルジョアジーセクトを煽ることを防ぐべきである。

上述したように「5・16」に対して毛沢東の態度は比較的寛容であった。これは紅衛兵などの組織に対する毛沢東や周恩来の態度であった。それにより、毛沢東と周恩来の関係は微妙であったことが窺える。しかし、「5・16」を反革命的組織にしたことは、当該組織が周恩来を攻撃したことと関連性があると思われる。毛沢東が周恩来の提案に賛成したのは、周恩来と手を組んで文革を次段階に進ませようとしたと考えられる。それは、中共第9回全国大会の後「造反派」が毛沢東より与えられた使命はすでに終わっていたし、この機に「5・16」に打撃を加え、不逞な「造反派」を一掃しようとした。それから、毛沢東は第4回全国人民代表大会（以下は全人代と略称）を開催する準備を周恩来に命じた。つまり、文革の第一段階の目標を達成したことで、毛沢東は中国社会における一定の秩序を確立しようとしたのだ。そこで、党内の権力闘争を引き起こしたのは言うまでもなく毛沢東であった。1970年3月8日、国家主席の設置をめぐる毛沢東と林彪などの間に異なる意見があった。毛沢東が国家主席の設置を否定的な態度を示していたことに対して、林彪は国家主席の設置を主張し、毛沢東が再度国家主席に就任するよう要請した。その後、国家主席の設置問題は林彪を失脚させる理由の一つとなった。

つまり、毛沢東が文革において初期段階の成果を上げたところで、新たな目標にまい進するため利用価値がなくなった紅衛兵、および彼らによって創立されたさまざまな組織の一部が文革に反対するようになった。それゆえ彼らを一掃しようとしたのだ。それと同時に党内においても粛清を行なおうとした。これは1971年9月13日の林彪事件にかかわってくることである。

②国外情勢

1956年2月25日、フルシチョフの秘密報告でスターリン批判を行なったことで、中ソ間の関係がますます悪化し、60年代に入るとイデオロギー論争から軍事衝突へと発展した。ソ連との親密な同盟関係は敵対関係に転じてしまった。歴史上ロシアは中国から広範な土地を奪い取ったことがあり、また、1969年3月2日、中国黒竜江省のウスリー川における珍宝島（ロシア名：ダマンスキー島）の帰属をめぐる中ソ両軍の衝突が勃発、さらに、ソ連は中ソ国境地帯に「大量の機甲化部隊やミサイル部隊を配置し、『核』による攻撃を辞さない強力な構えをとった。外交面では、……ソ連首脳は『毛沢東の軍事官僚支配がもたらす危険な冒険』に対する闘争をよびかけ、4月から5月にかけて勢力的にインド、モンゴル、北朝鮮の中国周辺諸国へのテコ入れを行なった」¹⁶。

中ソ分裂以後、中国はアルバニアを除いてソ連をはじめとする社会主義陣営に孤立され、それに加えて1949年以後はアメリカと対決する状況にあり、アメリカとの接触はあったものの、自由主義陣営との関係はまだ回復されないまま、空前の孤立状態にあった。こうした緊張を孕む国際関係の中に置かれた中国は当然ながらソ連を最大の脅威とみなしていた。

3. 「一打三反」キャンペーンの過程

上述したように中共第9回全国大会が開かれ、劉少奇が追放され、各地で革命委員会が成立し、党の再建や経済活動の再開や社会秩序が再構築されつつある状況の下で、「革命一服」論に反発するかのよう経済領域における「階級闘争」が強調された。たとえば、「経済領域の階級闘争を真剣に行おう」、「農村経済領域の階級闘争をしっかりと行おう」、「工業領域の階級闘争をまじめに行おう」などの論文にそれがみられる。そこで、「一打三反」キャンペーンはこうした「階級闘争」の深化に関連したと考えられる。

16『アジア動向年報 1970年版』アジア経済研究所出版 1970年、p.100

毛沢東はよく「階級闘争」の名を利用して政治的目標を達成しようとした。今回も同様で、「一打三反」キャンペーンを通じて、「階級闘争」の激しさを証明しようとした。

1970年1月30日、中共政治局で議論され、まとめられた「反革命破壊活動を打撃することに関する中央の指示」の草案は周恩来により毛沢東に呈された。この草案は次のように述べている：「戦争準備に実行を移し、国防を強固するため、反革命分子の各種の破壊活動に対し断固として打撃を加える必要がある。一、思い切って大衆を立ち上がらせるべきである。二、重点を突出すべきである。三、二つの異なる性質の矛盾を厳格に区分し、敵味方を区別し、犯罪と誤りを弁えるべきである。四、広範に徹底的に宣伝、動員を鳴り物入りで行うべきである。五、殺人（処刑の意味—引用者注）を批准する権限を統括すべきであり、処刑は各省、市、自治区の革命委員会の批准を必要とし、それを中央に申告すべきである。六、指導を強化すべきである」、その草案に毛沢東が同意し、「その通りにするように」と指示した¹⁷。この草案にある処刑権限を地方に移管する指示が、そのあとに各地で処刑ラッシュを引き起こした。1970年2月から11月までに「184万人の裏切り者、スパイ、反革命分子などが検挙され、284800人が逮捕され、数千人が処刑された」¹⁸という説がある。

また、「反革命的破壊活動」とはなにか、草案では次のように解釈している：「敵に内通し国を裏切り、暴動を企み、軍事情報を探り、機密を盗み、殺人凶行、放火や毒入れ、反攻し逆清算を行ない、党と社会主義制度を悪辣に攻撃し、国家財産を強奪し、そして社会治安を破壊する、現行の反革命分子に対して断固たる鎮圧を加えるべきである」¹⁹。さらに草案は「気炎当たるべからず、積悪、民衆の憤りは非常に強い。殺さなければ民衆の憤りが収まらない反革命

17『建国以来毛沢東文稿』第13冊 p.77。

18 王年一『大動乱的年代』河南人民出版社 1988年出版, p.337。この処刑の人数に関して、さまざまな説があり、丁抒の10万人説もあれば、王銳が2, 3万人間の説もある。

19 宋永毅 編『中国文化大革命文庫』CD-R 中文大学中国研究服務中心出版, 2010版。

分子を断固として処刑すべきである」と説明し、「処刑や裁判を行う時には群衆大会を開催して公開裁判を行い、即座に実行せよ」²⁰と鎮圧の方法を提示している。

処刑の権限を地方に移管することで、各地において言論犯や思想犯が多数処刑された。ここで、一部の案例を紹介しておく。

1) 「共産主義自修大学」(以下は共大と略称) 案²¹

共大は66年、67年に大卒の者や高卒の者13名(その中の5名が共青团団員、3名が農村に赴く知識青年である)によって1969年11月寧夏回族自治区首都銀川に自修的グループ「共大」として創立された。このグループのメンバーは主にマルクス主義理論を勉強し、共産主義のために終生奮闘する誓いを立てていた。当該グループは雑誌の発行を中心に自修と議論を通じて学習を行い、グループが成立してから、自主的に2期の雑誌を制作し、社説などの6篇の文章や3篇の農村調査報告を掲載した。このような学習グループは当局を震撼させ、その結果、寧夏のほか北京や湖南などの地域で逮捕の嵐を呼んだ。社説「70年代第二の春を迎える」が彼らの罪状となった。この社説は「革命は批判である。それは精神的批判と物質的批判を含んでいる。矛盾対立を暴き、闘争を直視し、現実中の不合理なことがらを批判し、旧世界を批判したうえで、新しい社会を切り開こうではないか」と述べている。それに対し、当局は「反革命的暴力をもってプロレタリアート独裁を転覆しようとし、資本主義の復活を図ろうとした」という罪状を認定した。

結果は13人のメンバー中、3人が「反革命罪」で処刑され、そのほかは無期懲役、禁錮刑、拘束、隔離などの処罰を受けた。これはまさに20世紀の「文字の獄」と言っても過言ではない。

2) 福建「中国共産党幸福委員会」案²²

福建省龍岩県農民、謝洪水が居住する村は1960年の大飢饉に見舞われ、謝の

20 宋永毅 前掲書

21 『荒友家園』 <http://www.jianzi103.com/flash/zaixiandushu/2011-05-31/829.html> を参照

22 丁抒 前掲書を参照

子供を含む400数人が餓死した。1961年に劉少奇の「三自一包」²³という農村政策のおかげで生活が改善されたと謝は失脚させられた劉少奇に同情して「中国共産党幸福委員会」を創立し、当該組織が劉少奇に直接指導を受けていると明言した。さらに、自ら制定した中央委員会メンバーを劉少奇、彭徳懐、彭真、鄧小平、周恩来、朱徳、宋慶齡、董必武などとし、毛沢東や林彪や江青などはそのメンバーに入れなかった。また、いわゆる「軍事委員会」機密書類を制作して「劉少奇に従え」、「毛沢東の支配を転覆させよ」と呼びかけた。約三百人が参加したグループであった。当然、その行為は当局にとって許されるわけがない。1970年3月に謝洪水など19人が死刑と宣告され、処刑された。また、自殺に追い込まれた者が12人にも上った。

3) 山西「中国共産主義聯盟」案²⁴

このグループは強制労働の農場で創立されたものであり、その主要なメンバーは拘留中の政治犯であった。主要なメンバーをここで紹介しておこう。

徐関増：1960年「中国社会主義自由民主党」を創立したことで、死刑執行猶予の判決を受け、1962年に無期懲役に改められた。

王汝強：1958年イギリス駐北京記者弁公室の通訳、イギリス帝国主義記者に中国の政治、経済情報を提供し、中国の党と政府を中傷し攻撃した」という罪名で15年間の有期懲役の判決を受けた。

任大熊：1957年当時、北京大学数学学科の助教であった。図書館からフルシチョフの秘密報告を刊行したイギリスの新聞『労働者日報』を借り、二人の学生と一緒にそれを翻訳してキャンパスの中に張り出し、学生に閲覧させた。このため、反右派闘争の時、任は学生二人ともに右派とされ、任は無期懲役の判決を受けた。

劉世広：1957年当時、清華大学の学生であった。反右派闘争の時、右派とさ

23 〈三自一包〉の〈三自〉とは自留地をできるだけ多く残し自由市場を設け、損益に責任を負う企業を多く作ることであり、〈一包〉とは農業生産の任務を1戸ごとに請け負わせる政策をさす

24 丁抒 前掲書を参照

れ、1958年に13年の有期懲役の判決を受けた。

1970年3月、彼らは強制労働の農場で「中国共産主義聯盟」と「科学的共産主義」といったグループを創立し、「ユーゴスラビア綱領やソ連の路線」を認め、「反革命的な文章や詩などを書き、あらゆる分野から中国の社会主義制度とプロレタリアート独裁を中傷し攻撃し、偉大なる領袖である毛主席と中国共産党を罵った」という罪状で死刑判決を受け、処刑された。

4) 任毅の『南京知識青年の歌』案²⁵

任毅は66年に南京市第八中学校の高等部を卒業し、1968年12月に江浦県の農村に定住したいいわゆる知識青年であった。当初、農民からの再教育の必要性を信じていたが、現実的には、農民たちは都市部からやってきた知識青年を歓迎していなかった。このような矛盾を感じた任毅は農民からの再教育という政策に疑問を抱く。結果的にこの疑問を『わが故郷』という歌にし、のちに、全国範囲で人々が陰ながら人々に歌われるようになった。もちろん、この歌も毛沢東の知識青年政策に反対するものとして糾弾され、江青、張春橋、姚文元など当時中央中枢部にいた者もこの歌に強い警戒心をもった。1970年2月19日、任毅は「反動的な歌を作り、知識青年政策を破壊し、毛主席のプロレタリアート革命路線および戦略配置を妨害し破壊した」という罪名で逮捕された。同年5月20日に地域当局は死刑という結論を出したが、6月6日に江蘇省党委員会に批准指示を仰いだ結果、10年の有期懲役に改められた。ここでも当時の中国法体制を窺うことができる。すなわち、江蘇省党委員会は処刑を批准することができることである。

終わりに：

以上の事例によって、「一打三反」キャンペーンの性質は、異分子の排除にあったことが明らかである。この「一打三反」キャンペーン実施と「5・16」

25「文革時青年因写歌被判死刑 许世友下令枪下留人」<https://history.sohu.com/20161229/n477258124.shtml> を参照

分子の追及によって、各地の革命委員会に存在した異質な造反派メンバーを一掃できたと言える²⁶。それだけではなく、「一打三反」キャンペーンは毛沢東に主要な責任があると考えられる。周恩来にも責任はあったが、あくまでも周は従属的な地位にいたからである。「一打三反」キャンペーンを実施する前に、周恩来が毛沢東との間に何の相談もなく、毛沢東の同意を得ずして勝手に政治局会議を開き、重要な政策を講じようとするなどできたはずがない。

1970年12月に毛沢東は「われわれは殺人によって統治することのではない」という指示を出した。この毛沢東の指示から、一般的には「周恩来が勝手に『一打三反』キャンペーンを実施した」という結論に至った。が、しかし、やはり証拠が足りない。「一打三反」キャンペーンに関する責任を論じることは大事であるが、「一打三反」キャンペーンの動機を追究することは同レベルに大切であると思われる。

1970年という年は、毛沢東にとっても重要な年であった。文革の初期成果を収め、次の段階が非常に重要であった。それは、林彪を失脚させるという段階である。この段階においては、周恩来の協力が不可欠であった。こうした時期において、「一打三反」キャンペーンと「5・16」組織に対する徹底的調査を同時に進行させたことは、毛沢東と周恩来の心と心が通じ合っていたからだと考えられる。すなわち、毛沢東が主導し、周恩来がそれに協力したことで、不逞の紅衛兵や造反派を一掃することができた。したがって、中共第10回全国大会で、毛沢東派の紅衛兵や造反派の関係者が中央委員会のメンバーになり、文革派が優勢になったのである。これこそが、「一打三反」キャンペーンの真の目的であったと考えられる。

26 丁凱文 前掲書 p.321を参照。